

退職後も引き続き健康保険に加入したいとき

8 任意継続被保険者資格取得申請書

会社を退職すると健康保険の被保険者の資格を喪失しますが、被保険者期間が2か月以上ある場合には、引き続き2年間、個人で被保険者となることができます。任意継続被保険者になることが認められると新たに保険証が交付されます。

添付書類

☆記号・番号を記入して申請する場合は特にありません。マイナンバー（個人番号）を記入して申請する場合は、下記の留意点をご覧ください。

提出時期

☆資格喪失日から20日以内（20日以上経過しますと手続きができなくなります）。

提出方法

【当組合の窓口へお越しいただく場合】

- ・退職の翌日から20日以内に、当組合へ保険料をお持ちください。

【郵送によりお届けいただく場合】

- ・現金書留に申請書と保険料（おつりのないように）を同封し、退職の翌日から20日以内に当組合へ届くようにお送りください。

留意点

☆在職中の被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合

- ・備考欄へマイナンバーを記入してください。
- ・マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。

☆保険料（介護保険該当者は、介護保険料を含む）は、全額自己負担となります。なお、原則として、任意継続を申請すると同時に初回保険料を納入していただきます。

A月	A月の翌月	保険料
喪失日 被保険者	申請書提出日 任意継続被保険者	1か月分
A月	A月の翌月	保険料
喪失日 被保険者	申請書提出日 任意継続被保険者	2か月分

*喪失日が属する月の翌月に手続きされる場合は、2か月分の保険料が必要となります。

☆資格喪失時に被扶養者となっていた方で、引き続き被扶養者として申請を希望される場合は、任意継続被保険者資格取得申請書にご記入ください。

☆初回以降の保険料の納付期限は、その月の10日までです。納付期限までに保険料を納めないと、被保険者の資格を喪失します。なお、保険料の納付には「前納」の制度もあります。

☆保険料の金額など詳細につきましては、当組合におたずねください。